

○武蔵野市公害防止に関する条例  
昭和46年3月20日条例第1号  
改正  
平成11年条例第10号  
武蔵野市公害防止に関する条例

近代文明の所産である公害は、いまや、自然及び人類を侵しつつあり、その及ぼすところは地域的国家的問題にとどまらず地球全体の問題になりつつある。本市は、武蔵野の自然と良好な生活環境のもとでの健康で安全かつ快適な市民生活を指向して発展を続けてきたが、近年、公害等の発生によりしだいにその特徴を喪失しようとしている。武蔵野市は、さきに、市議会において、市民の健康と福祉を守る責任感に徹し、率先して公害排除に努めることを宣言した。ここに、われわれ武蔵野市民は、総力をあげて、武蔵野の自然を破壊し、健康で安全かつ快適な生活を妨げるすべての公害を防止する姿勢を明らかにするとともに、良好な生活環境を保全することを目的としてこの条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例における「公害」とは、事業活動その他人為に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、土壌汚染、悪臭等によって、人の生命及び健康がそこなわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(市長の責務)

第2条 市長は、その行政施策に基づき公害の防止並びに良好な生活環境の保全を図り、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に努めなければならない。

(調査の実施)

第3条 市長は、公害の状況を適確にはあくし、防止措置を講ずるため、公害の発生源、発生原因及び発生状況その他の公害に関する事項について、必要な測定、調査等を行なわなければならない。

(公開の義務)

第4条 市長は、前条の規定による測定、調査等の結果を公表しなければならない。

2 測定、調査等の結果法令の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その者についても、これを明らかにしなければならない。

(規制の措置)

第5条 市長は、法令の定めるところにより、公害の発生者に対し必要な規制措置を講ずるものとし、法令に定めのないものについても、公害を防止するための指導を行なわなければならない。

(都市施設等の整備)

第6条 市長は、公害を防止するため都市施設を整備するとともに、その他あき地の管理の適正化並びに工場その他の公害を発生させるおそれのある施設の整備等の促進を図らなければならない。

(企業への助成)

第7条 市長は、小規模企業者が公害の防止のために行なう施設の整備等について必要な金融上の助成措置等を講ずるよう努めなければならない。

(公害監視連絡員)

第8条 市長は、公害の発生源、発生原因及び発生状況等をはあくするため、公害監視連絡員を設けることができる。

2 公害監視連絡員の職務は、市長が別に定める。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市長の実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第10条 市民は、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(施設等の管理)

第11条 市民は、その所有又は管理に属する土地その他の施設等について、常に適正な管理を行ない、地域の生活環境の保全に資するよう努めなければならない。

(協力義務)

第12条 市民は、公害の発生源、発生原因及び発生状況に注意し、市長が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(規制基準の遵守)

第13条 事業者は、その事業活動により、法令で定める規制基準をこえる公害を発生させてはならない。

2 事業者は、法令において規制基準の定めのないものについても、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのないよう努めなければならない。

(ばいじん及びダイオキシン類の抑制)

第14条 法令に定めのない小型の廃棄物焼却炉を設置している者は、ばいじん及びダイオキシン類の排出の抑制のため、できる限り使用しないよう努めるとともに、焼却にあたっては廃棄物を分別するなど、周辺の大気環境に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(工場等の設置の条件)

第15条 工場、事業所又は建築物その他の施設等（以下「工場等」という。）を設置しようとする者は、工場等

の敷地の周囲における良好な生活環境をそこなうことのないよう努めなければならない。

2 市長は、工場等の設置により周囲における良好な生活環境がそこなわれるおそれがあると思われる場合には、その原因の除去、又は減少するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自動車等の排出ガス低減の促進)

第16条 自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等から発生する排出ガスの低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

(立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、公害発生に関係のある場所に立入り、帳簿書類、機械設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行なわせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(報告の徴取)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第19条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付則

(平成11年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。